

平成 26 年 1 月 28 日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
[業務用季節別時間帯別電力（選択約款）]

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき届出を行なった選択約款の業務用季節別時間帯別電力（平成 26 年 3 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、本則 6（料金）および附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）(1) に定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）(2) および別表 3（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 本則 6（料金）に定める料金率

区分および単位	早収料金率 円	消費税等相当額 円
基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,711.80	126.80
電力量料金 1キロワット時につき		
ピーク時間	22.70	1.68
昼間時間		
夏季料金	18.92	1.40
その他季料金	17.73	1.31
夜間時間	12.11	0.90

(2) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,664.25	79.25
電力量料金 1キロワット時につき		
ピーク時間	22.07	1.05
昼間時間		
夏季料金	18.40	0.88
その他季料金	17.24	0.82
夜間時間	11.77	0.56

(3) 附則 3 (消費税法の改正にともなう経過措置) (2)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.291	0.014

(4) 別表 3 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.299	0.022

以上